「（仮称）三沢市中小企業振興条例」（案）【解説】

【条例制定の趣旨】

当市企業の大多数を占める中小企業は、地域経済や市民の雇用を支えるとともに、地域に根差した事業活動を通じてまちづくりに貢献し、地域社会の担い手として、当市の発展と市民生活の向上に大きく寄与してきたところでありますが、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域経済・社会の基盤である中小企業の振興が大きな課題となっております。

そこで当市では、（仮称）三沢市中小企業振興条例を策定し、中小企業の振興を図ることを目的に、市が取り組むべき施策の基本方針を定め、市のみならず、市民・企業・各種団体など中小企業に関わるすべての方々が、地域社会における中小企業の重要性についての認識を共有し、社会全体で連携・協働して支援していきたいと考えております。

■意見募集期間

平成２７年３月２７日（金曜日）から平成２７年４月２７日（月曜日）

■意見提出先

意見の提出は、次の方法から選択してください。

- 電子メール：sangyou@city.misawa.lg.jp
- ＦＡＸ：0176-52-7513
- 郵送・持参：〒033-8666　三沢市桜町１－１－３８　三沢市役所産業政策課

※電話や来所による口頭でのご意見はお受けできません。

※意見書様式を準備いたしましたので、必要に応じてご活用ください。
意見書には必ず「住所」「氏名（法人又は団体の場合には、名称及び代表者の氏名）及び「電話番号」をご記入ください。

■お問い合わせ先

三沢市役所産業政策課

電話：０１７６－５３－５１１１（内線２２４）

前文

豊かな自然と貴重な文化、歴史を有する三沢市は、縄文時代から脈々と続く営みの中で、江戸時代には南部藩の「木崎の牧」が広がり、明治５年には「日本初の民間洋式牧場」が開牧され、昭和６年には「世界初の太平洋無着陸横断飛行の出発地点」となり、三沢基地が所在することで、戦後は、米軍人ばかりではなく、全国から多くの人々が集い融合し、特有の経済構造や文化、食、景観などを形成し、異国情緒あふれる街として発展してきました。

現在は、上北地方の中核的な役割を担い、三沢駅や三沢空港などの交通拠点を有し、三沢基地に起因する産業や雇用が大きなウェイトを占め、広大な大地と海から生まれた優れた農水産物をはじめ、多様な地域資源を有するなど、活力と未来への発展の可能性を持った街であります。

しかし、近年の人口減少、少子高齢化の進展などにより地域内での需要は減少傾向にあり、さらには、経済のグローバル化の進展による競争の激化等もあり、本市が持続可能な経済構造を構築していくためには、人材の育成、経営基盤の強化、新産業の創出、循環型経済の構築、地域ブランドの確立などが求められており、これに向けた施策を着実に推進していくことが望まれます。

このような中にあって、本市企業の大多数を占める中小企業は、地域経済や市民の雇用を支えるとともに、地域に根差した事業活動を通じてまちづくりに貢献し、地域社会の担い手として、本市の発展と市民生活の向上に大きく寄与してきたところであります。

今後においても、中小企業が本市の発展を牽引する重要な役割を担っていくためには、中小企業の自主的な努力のみならず、市、中小企業、関係団体、大企業、市民その他中小企業に関わるすべての関係者が、地域社会において果たす重要性や役割を認識し、中小企業がその活力を維持、強化できるよう、社会全体で中小企業の振興に関する施策を推進することが必要不可欠であります。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付け、地域経済を活性化し、豊かで暮らしやすいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

【解説】

条例制定の背景や趣旨など、理念を強調して宣言し明示する場合に置かれるものです。

ここでは、三沢市が経済的社会的に発展してきた歴史的背景や中小企業が本市経済の発展、市民生活の向上に果たしてきた役割や重要性などを示しております。

また、中小企業が置かれている厳しい経営環境などを中小企業に関わる全ての方が認識し、中小企業がその持っている力を最大限に発揮することができるよう、中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、社会が一体となって中小企業の振興に取り組むという理念を示しております。

第１条（目的）

この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等、中小企業団体、大企業者及び金融機関の役割並びに市民の協力を明示するとともに、市の中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を、三沢市の特性を取り入れながら総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

条例の内容を理解することができるよう、条例の立法目的を簡潔に示しております。

三沢市の中小企業者の数は市内事業所の９９．８％を占めており、また、その従業員数も全体の９４．２％を占めている*など、中小企業が地域において果たす役割は大変重要であることから、条例に中小企業の振興に関する事項を規定し、中小企業の振興に関する施策を、三沢市の特性を活かしながら総合的に推進し、本市の経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的としております。

（*平成 24 年経済センサスより）

第２条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定めるものでその主たる事務所及び事業所等を市内に有するものをいう。

⑵　中小企業者等　中小企業者及び中小企業者が加入する事業協同組合、企業組合、官公需適格組合その他これらに類する団体をいう。

⑶　中小企業団体　商工会その他これに類する中小企業の振興に関する団体で中小企業者等を支援するものをいう。

⑷　大企業者　中小企業者以外の会社でその主たる事務所及び事業所等を市内に有するものをいう。

⑸　金融機関　銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行う機関をいう。

【解説】

条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、誰でも同様に内容が理解できるよう明確にし、解釈上の疑義をなくすため示しております。

ここでは、この条例における「中小企業者」「中小企業者等」「中小企業団体」「大企業者」「金融機関」の定義について規定しております。

第３条（基本理念）

中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進するものとする。

⑴　中小企業者等の創意工夫と自主的な努力のもとに、その推進を図ること。

⑵　中小企業に関わるすべての関係者が協働の精神で、それぞれの責務、役割等を認識し、その推進を図ること。

⑶　持続的な経済循環を促進し、豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進すること。

【解説】

本条例第１条に規定する目的を実現するための、その基本となる考え方、中小企業者等や関係団体などすべての主体が目指すべき方向性を示しております。

第１号では、中小企業者等が創造性に富んだ事業活動を行うこと、また、現状に満足することなく自ら積極的に事業展開を図ることを前提とし、中小企業者等の創意工夫と自主的な努力を促進する取り組みが重要であることを規定しております。

第２号では、市、中小企業者等、中小企業団体、大企業、金融機関など、中小企業に関わる全ての関係者が、中小企業の重要性や社会的役割を認識し、協働の精神で中小企業の振興に取り組むことが重要であることを規定しております。

第３号では、地域経済の活性化においては、地域で生産されたものがその地域で消費されるなど、地域内での経済循環が大変重要となります。また、地域にあるものを地域外に発信し、地域外から金銭や物品を獲得することによって、経済循環はより持続的なものとなります。中小企業の振興に当たっては、この持続的な経済循環を促進し、豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進する取り組みが重要であることを規定しております。

第４条（市の責務）

市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。この場合において、中小企業者等の実態を把握するとともに、中小企業者等及び中小企業団体の意見を聴き、適切に反映するよう努めなければならない。

２　市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、国、青森県、中小企業者等、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民と連携を促進するよう努めなければならない。

３　市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の確保に努めなければならない。

【解説】

中小企業の振興を推進するために、その重要性を認識したうえで市が担っていく責務を示しております。

本条例においては、市については「責務」、中小企業者等については「努力」、中小企業団体、大企業者、金融機関については「役割」、市民については「理解と協力」としており、市が果たすべき立場をより強く位置付けております。

第１項では、中小企業を取り巻く経済的社会的変化を的確に捉え、中小企業振興施策を企画立案し、

効果的に実施することを責務としております。その際には、中小企業の実態を正しく把握し、中小企業者等や中小企業団体の意見を反映するよう努めることを規定しております。

第２項では、中小企業施策の実施に当たっては、中小企業者等や中小企業団体など、本条例に役割等を掲げる５つの主体はもとより、国、県と連携を促進するよう努めることを規定しております。

第３項では、市が発注する工事や、役務や物品の調達を行う場合に、中小企業者等の受注機会の確保に努めることを規定しております。

第５条（中小企業者等の努力）

中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展又は持続的発展を図るため、自主的に経営の革新、経営基盤の強化及び取引条件の向上に努めるものとする。

２　中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、従業員の福利厚生の充実をはじめとする雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

３　中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会実現に貢献するよう努めるものとする。

４　中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、市内における連携を重視し、市内において生産され、製造され、又は加工された物品を取り扱い、及び市内で提供されるサービス等を利用するよう努めるものとする。

５　中小企業者等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興は、中小企業者等自身の自主的な努力が前提であることを示しております。

第１項では、中小企業者等は、経済的社会的環境への変化に即応するために、自主的に経営の革新や経営基盤の強化に努めることを規定しております。

第２項では、中小企業者等は、地域経済の基盤を形成していることから、その認識のもと、必要な雇用環境の整備および人材の育成に努めることを規定しております。

第３項では、中小企業が地域において果たす役割及びその影響が極めて大きいことから、これを理解したうえで、個々の中小企業者等が「暮らしやすい地域社会」の実現を意識し、事業活動を行うよう努めることを規定しております。

第４項では、中小企業者等が事業活動を行うに当たって、市内での連携を重視し、生産され、製造され、又は加工されるものやサービスの利活用による地域経済の循環に努めることを規定しております。

第５項では、市が中小企業振興に関する施策を企画、実施する際には協力するよう努めることを規定しております

第６条（中小企業団体の役割）

中小企業団体は、中小企業の振興に関する施策に主体的に取り組み、暮らしやすい地域社会実現に貢献するよう努めるものとする。

２　中小企業団体は、中小企業者等の経営の革新及び創業する者の育成に向け、指導し、及び支援するよう努めるものとする。

３　中小企業団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等、大企業者及び金融機関の連携を促進するよう努めるものとする。

４　中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業団体が努めるべき役割を示しております。

第１項では、中小企業団体は、中小企業の振興を主な目的とする団体であることから、暮らしやすい地域社会実現に向け、中小企業の振興に当たっては主体的に取り組むことを規定しております。

第２項では、個々の中小企業者等に対する経営の革新や、創業しようとする者の育成など、指導、支援するよう努めることを規定しております。

第３項では、中小企業者等の組織化を促進する役割のほか、中小企業者等同士の連携の促進や中小企業者等と大企業や金融機関の連携の促進など、企業間の橋渡し的な役割について規定しております。

第４項では、市が中小企業振興に関する施策を企画、実施する際に協力するよう努めることを規定しております。

第７条（大企業者の役割）

大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携に努めるものとする。

２　大企業者は、事業活動を行うに当たっては、市内における連携を重視し、市内において生産され、製造され、又は加工された物品を取り扱い、及び市内で提供されるサービス等を利用するよう努めるものとする。

３　大企業者は、中小企業の振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を認識し、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【解説】

大企業者の役割を示しております。

大企業者は、中小企業者等と比較して、企業数は少ないものの、地域社会や中小企業者等に対して大きな影響力を有していることから、中小企業振興に対して一定の役割を求めていく必要があります。

第１項では、大企業者は、大企業と中小企業者等、おのおのの事業活動が、共に地域経済の発展に大きく貢献していることを理解するとともに、事業活動の維持、発展には欠くことのできないパートナーであることを認識し、中小企業者と連携に努めることを規定しております。

第２項では、大企業者も中小企業者等と同様に、事業活動を行うに当たって、市内での連携を重視し、

生産され、製造され、又は加工されるものやサービスの利活用による地域経済の循環に努めることを規定しております。

第３項では、中小企業振興の重要性を理解したうえで、市が中小企業振興に関する施策を企画、実施する際に協力するよう努めることを規定しております

第８条（金融機関の役割）

金融機関は、中小企業者等が経営の革新や経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、経営相談等の支援により、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

金融機関は、中小企業者等の事業活動において資金供給や経営改善などの面で関係しており、中小企業者等の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、中小企業振興に一定の役割を求めていく必要があります。

金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、経営改善などのコンサルティング機能を発揮することにより、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めることを規定しております。

第９条（市民の理解と協力）

市民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、その発展に協力するよう努めるものとする。

２　市民は、消費者として、市内において生産され、製造され、又は加工された物品を消費し、及び市内で提供されるサービス等を利用するよう努めるものとする。

【説明】

市民に対して、中小企業の振興に関する市民の理解と協力について示しております。

第１項では、市民は、中小企業者等が成長発展することによって、雇用が創出され、地域経済が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出すことを理解するとともに、中小企業者等が健全に発展するよう、市が実施する施策への協力を期待するものであります。

第２項では、市民は、消費者として、市内での連携を重視し、生産され、製造され、又は加工されるものやサービスの利活用による地域経済の循環に努めることを規定しているものであり、日常の生活の中で中小企業者等が供給する商品等の利用に努めるなど中小企業振興のための協力を期待するものであります。

第１０条（施策の基本方針）

市は、中小企業者等の振興に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

⑴　中小企業者等の経営の革新、創業の促進を図ること。

⑵　中小企業者等の経営基盤の強化の促進を図ること。

⑶　中小企業者等相互の連携並びに市、中小企業者等、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民の連携の促進を図ること。

⑷　三沢基地が所在することによる特性を活かした産業の活性化を図ること。

⑸　地域資源の利活用による新事業創出の促進を図ること。

【解説】

今後の中小企業の振興にとって重要な事項を整理し、本市が中小企業の振興に関する施策を実施するための基本的な方針を掲げております。

今後は、この方針に基づき、経済的社会的環境の変化に対応しつつ、具体的な施策を展開していくこととなります。

第１号では、中小企業者等の発展にとって不可欠な経営の革新や創業及び新たな事業分野への進出を促進することを規定しております。

第２号では、経営資源の確保、従業員の福祉の向上など、経営基盤の強化を促進することを規定しております。

第３号では、業種に関わらず、中小企業者等同士、若しくは、中小企業者等と中小企業団体や、大企業者、金融機関、市民との連携を促進することを通じ、事業活動の範囲拡大、受注発注の協力関係の構築、経営力・技術力の強化・革新等へつなげることを想定し規定しております。

第４号では、三沢市最大の特性である三沢基地、この三沢基地の活用による活性化を図ることを想定し規定しております。

第５号では、地域の「強み」である農林水産品・観光資源等の地域資源を活用し、新商品開発等を行う中小企業の支援や地産地消による地域経済の活性化を図ることを想定し規定しております。

第１１条（財政上の措置）

市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

中小企業振興施策を推進する上での財政上の配慮について規定しております。

施策の実効性の担保には財政的な裏付けが必要であり、厳しい財政状況下であっても、施策の優先度と効果を十分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努めることを明記するものです。

第１２条（振興会議）

中小企業の振興に関する施策を調査審議するため、三沢市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

２　振興会議は、中小企業の振興に関する施策について市長に意見を述べることができる。

３　振興会議は、市長が任命する委員１６名以内をもって組織する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説】

中小企業の振興に関して検討する組織について規定しております。

第１項では、本条例の制定に当たり、新たな組織として三沢市中小企業振興会議を設置することを規定しております。

第２項では、中小企業の振興に関する施策について調査審議した事項について、市長に意見を述べることができる旨規定しております。

第３項では、振興会議の委員数を規定しております。

第４項では、振興会議の委員の任期に関して規定しております。

第１３条（実施状況の公表）

市は、毎年度、中小企業振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

【解説】

条例の基本方針に基づき、中小企業の振興のために講じた施策について、振興会議や市民の方々にその取り組み内容をひろく公表することを規定しております。

中小企業振興に関する施策の実施状況の公表は、情報の公開や市民の理解及び協力の促進といった観点からも重要であることから、毎年度、公表することを想定しております。

第１４条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

条例の施行に関し必要な事項については、規則や要綱等で別に定めることを規定しております。